

別紙 1

施設・設備の修繕等の実施区分

区 分	項 目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			指定管理者	町	
建 物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎、軸組、鉄筋部分との取り替え		○	現在、施設の改築又は大規模改修の必要なし。建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が必要に応じて実施する。
	上記以外の改築、改装		○		実施にあたっては町と協議。なお、改善等をした部分について、将来にわたって権利を主張しないことが条件。
	見積額5万円未満の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物・機械装置	新設等			○	
	見積額5万円以上の修繕			○	
	見積額5万円未満の修繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
備 品	購 入			○	
	修 繕		○		本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。

基本的な考え方

1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な維持修繕(見積額5万円未満のもの)は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は町が実施する。

2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物・機械装置の新設又は修繕、備品の購入又は修繕にあたっては、あらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。